

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和5年2月14日（火）9：00～10：00

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、来住管理官補佐、有吉係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 奥田 本部長代理 他3名

大洗研究所 保安管理部 飯田 部長 他1名

5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、大洗研南使用変更許可申請書に係るマスキング不備の対応状況について、今回マスキング不備が起こった原因の分析結果と、それに基づいた再発防止策について説明があった。

これに対し、規制庁から、以下の点を伝えた。

- ・今回は機構全体としてのマネジメント強化に力点を置いた説明であったが、実際に現場でマスキング作業や確認作業に携わる担当者の立場に立って必要な原因分析を行うべき。人数が限られているなかで各々が複数の業務を抱えている実情があるならば今回のように、急いでいる状況でも間違いなくマスキングが行える仕組みを検討しておくことが改善策として有効ではないか。
- ・そもそもマスキング処置に関わるポジションに、マスキング箇所を見極める識別能力がある者を配置できているのか改めて精査し、チェック体制自体を見直すこと。

これに対し、機構から、承知した旨の説明があった。

また、機構から、STACY 設工認申請書の記載に係る改善対策について説明があった。

これに対し、規制庁から、以下の点を伝えた。

- ・問題点は、申請書に設計条件などの基本情報が抜け漏れているものが、拠点での審査を経てそのまま提出されていること。
- ・技術基準に適合しているかどうか説明するために必要な情報を申請書に記載するという認識が足りていないと思われるが、今後どのように対応するのか。

これに対し、機構から、拠点でのチェック体制について詳細を整理して報告する旨と、申請書に記載すべき内容が具体的に分かるような記載例を作成する旨の説明があった。

6. 配布資料

- ・大洗研究所（南地区）核燃料物質使用変更許可申請における公開版のマスキング不備について
- ・STACY 設工認申請書の記載に係る改善対策について

以上